



伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金



物価高騰や人件費上昇が続く中、市内事業者の「生産性向上」「業務効率化」「省エネ化」を支援するため、設備投資にかかる費用の一部を補助します。従業員の質上げや労働環境の改善、または事業の安定的な継続・将来的な雇用につながる投資を市が応援します。

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています

◆補助対象事業・補助対象経費

補助対象事業 以下の①～③いずれか又は複数該当すること	補助対象経費	補助対象とならないもの
①生産性向上につながる設備導入・更新	作業効率の向上、処理能力の増加、作業時間の短縮その他生産性の向上に資する設備の購入及び設置に要する経費（製造・加工機械、業務用機器、厨房機器その他これらに類するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等） ■ 原材料及び消耗品の購入にかかる経費 ■ 修理又は修繕にかかる経費 ■ 事業活動に直接使用しない機器等の経費 ■ サービス・ソフトウェア等の加盟登録料及び使用料 ■ 各種保証・保険料 ■ 人件費 ■ 損失補填 ■ 借入に伴う支払利息 ■ 不動産購入費 ■ 振込手数料 ■ 飲食及び接待費 ■ その他市長が不適切と認める経費
②業務効率化につながるIT設備等の導入	業務の効率化、管理機能の高度化又は作業の自動化により経営の効率化に資する情報機器及び情報システムの購入又は構築に要する経費（POSシステム、在庫管理システム、顧客管理システム、キャッシュレス決済端末、業務効率化ソフトウェアその他これらに類するもの）	
③コスト削減につながる省エネ設備の導入	既存設備と比較してエネルギー使用量の削減又は光熱費等のコスト削減が見込まれる省エネルギー設備の購入及び設置に要する経費（LED照明設備、省エネルギー型空調設備、省エネルギー型冷凍冷蔵設備その他これらに類するもの）	

※補助金交付決定後に発注し、補助対象期間内に支払いと補助事業による効果検証の実施をした設備等が対象になります。

◆交付対象者（以下の要件に全て該当する方）

1. 本社、支社、工場、事業所、店舗等が伊達市内にある中小企業・個人事業主であること。ただし、主に農林水産業を営む事業者、みなし大企業、政治・経済・文化団体、宗教法人・団体、性風俗 関連特殊営業を営む事業者は対象となりません。
2. 代表者又は役員が暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
3. 市税の滞納がないこと。

◆補助率・補助上限額

経費の **3分の2** を補助（※千円未満切り捨て） ・ 補助上限 **100万円** 下限 **20万円** ※
※補助対象経費が30万円以上にならないものは対象外

◆申請期間・補助対象期間

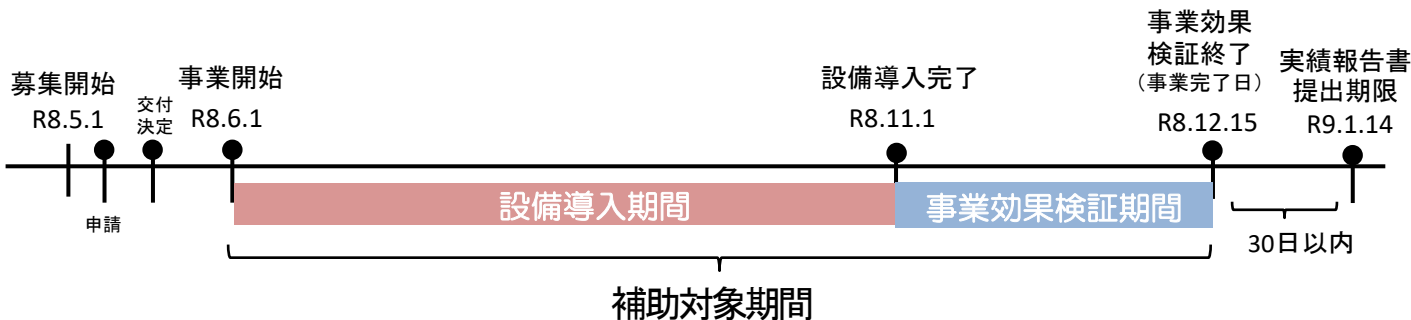
申請期間： **令和8年5月1日(金)～令和8年11月30日(月)** ※当日消印有効

ただし、申請額が上限に達した時点で募集を終了します。

補助対象期間： **令和8年5月1日(金)～令和8年12月31日(木)**

※設備の導入・更新した日からその効果を検証するための期間を含む

○補助対象期間の例（事業開始R8.6.1、設備導入完了R8.11.1、導入から効果検証R8.12.15の場合）



◆申請等の流れ（補助金交付要領を確認し、必要書類を揃えて商工会へご提出ください）

申請	<ul style="list-style-type: none"> □ 交付申請書（様式第1号） □ 事業計画書（様式第2号） □ 収支予算書（様式第3号） □ 市内で事業を営んでいることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の確定申告書等）の写し □ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）の写し ※50万円（税抜）以上の場合は2者以上の見積書が必要 □ 導入設備の製品内容がわかる資料（製品カタログ、仕様書等） □ 誓約書兼同意書（様式第4号） □ 完納証明書又は滞納なし証明書
決定	交付決定の場合、交付決定通知書（様式第5号）を送付いたします。 不交付決定の場合、不交付決定通知書（様式第6号）を送付いたします。
実績報告	実績報告書の提出期限： 事業完了日から30日以内 <ul style="list-style-type: none"> □ 補助金実績報告書（様式第7号） □ 収支決算書（様式第8号） □ 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等）の写し □ 補助対象経費に係る設備等の写真 <small>設置前・設置中・設置後の状況の写真、設置場所が確認できる写真、機械等の型式や製造番号が確認できる写真</small>
確定	補助金等の額を確定し、補助金の交付請求書を提出する旨の通知を送付いたします。
請求	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助金交付請求書（様式第9号） □ 振込口座の通帳の写し ※金融機関、支店、口座番号、口座名義及び名義人のカナ表示のある箇所を写しを提出してください。

◆申請・各種手続きに係る相談・受付先

◇伊達、梁川、霊山、月館地域の事業者
 ⇒伊達市商工会

<伊達市商工会 本所>
 〒960-0756 伊達市梁川町青葉町3番地 Tel.024-577-0057
 <伊達支所>
 〒960-0502 伊達市箱崎字川端7 Tel.024-583-2302
 <霊山支所>
 〒960-0801 伊達市霊山町掛田字新町14 Tel.024-586-1366
 <月館支所>
 〒960-0902 伊達市月館町月館字町6-7 Tel.024-572-2341

◇保原地域の事業者
 ⇒保原町商工会

<保原町商工会>
 〒960-0612 伊達市保原町字宮下111番地
 Tel.024-575-2284

◆補助金の審査・決定・交付

伊達市役所商工観光課
 電話：024-573-5632
 〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地